

---

## 第2回 日吉津村議会定例会会議録〔第5日〕

平成30年6月22日（金曜日）

---

### 議事日程（第5号）

平成30年6月22日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 1号 地方財政の充実・強化を求める陳情について  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 27号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 28号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 29号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第 30号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 31号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
- 日程第 8 議案第 32号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 9 発議第 2号 日吉津村議会の議決すべき事件に関する条例について
- 日程第 10 発議第 3号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について
- 日程第 11 発議第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 12 議案第 33号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について
- 日程第 13 議案第 34号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第

## 2回) について

- 日程第 14 議案第 35 号 日吉津村営住宅建替工事請負契約について
  - 日程第 15 議員派遣の件について
  - 日程第 16 行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 2 号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議案第 30 号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 31 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 8 議案第 32 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 9 発議第 2 号 日吉津村議会の議決すべき事件に関する条例について
- 日程第 10 発議第 3 号 2025 年国際博覧会の誘致に関する決議について

- 日程第 11 発議第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 12 議案第 33 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 13 議案第 34 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 14 議案第 35 号 日吉津村営住宅建替工事請負契約について
- 日程第 15 議員派遣の件について
- 日程第 16 行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

**出席議員（9名）**

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
8 番 井 藤 稔	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（1名）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ..... 石 操 総務課長 ..... 高 田 直 人

住民課長 ----- 清 水 香代子                      福祉保健課長 ----- 小 原 義 人  
建設産業課長 ----- 益 田 英 則                      教育長                      ----- 井 田 博 之  
教育課長 ----- 松 尾 達 志                      会計管理者 ----- 深 田 珠 生

---

### 午後 1 時 30 分 開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。平成 30 年第 2 回定例会最終日を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、9 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 日程第 1 陳情第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、陳情第 1 号地方財政の充実・強化を求める陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（9 番 松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。ただいまより、陳情報告をさせていただきます。総務経済常任委員会に付託されました陳情第 1 号を、6 月 15 日午後 1 時 30 分から委員会室におきまして、審査を行いましたので、その審査と結果について報告いたします。出席議員は敬称を略させていただきます。三島、加藤、山路、松田の常任委員全員と事務局長です。

最初に陳情第 1 号地方財政の充実・強化を求める陳情につきましても、全会一致で採択すべきと決しました。陳情審査に入る前に、日吉津村職員労働組合執行委員長の橋田さんより、陳情の経過や趣旨について説明を伺いました。9 項目からなる陳情であり、特に実際の基金残高を地方財政計画や、地方交付税に反映させないことなどの陳情でありました。

つづいて委員による審査経過を述べたいと思います。最初に資金が地方にあることで、地方交付税を減額するような安易な流れは止めるべきである。地方自治体が努力して貯めたお金であることを考えていただきたい。社会保障制度についての減額はやめるべきである。昨年の陳情要望であった法定率の引き上げは、現在でも行われていない現状では、継続して意見書を出すべきである等の意見があり、全会一致で採択すべきとなりましたので、よろしく願いをして報告を終

わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。その前にここで討論についての確認を再度しておきます。討論については、各陳情・議案・発議ともに反対、賛成の立場の順で行います。また、討論は反対賛成の趣旨を明確にし、簡潔明瞭でお願いいたします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定をいたしました。

---

## 日程第2 陳情第2号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第2号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書についてを議題といたします。本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○教育民生常任委員長（7番 橋井 満義君） 教育民生教育委員会に6月11日で付託を本会議されました陳情第2号について審査の報告を申し上げます。平成30年6月22日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長橋井満義。本委員会に付託されました請願・陳情を審査いたしました結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

審査の結果については、不採択でございます。その不採択にいたしました詳細につきましては、

本委員会に付託されました委員会は、去る6月15日金曜日、午前9時より議会委員会室において審査をいたしました。教育民生常任委員は、松本、江田、井藤、河中、そしてわたくしの5名であります。そして、議会事務局長にも出席要求をしております。この委員長以外4人の委員全員が意見は不採択でありました。

まずこれらの不採択なる理由をめいめいの意見、そして総括的に申し上げますと、本陳情に申し出をされました移植ツーリズムを考える会理事井田敏美氏の陳情書についてであります。これらと提案案としておりました意見書の中身のところで、臓器移植希望者数の数値の実態が不明瞭であったり、齟齬があるなど陳情内容とそして意見書の実数が異なるなど、さまざまな部分でこれはいかがなものかという意見も出たところであります。

そして現在、この実数を提供されておりました日本臓器移植ネットワークの、ここのデータとしても、これらが本当に確実なものであるのかということの信憑性には乏しいということでございました。それと今後は意思表示カードなどさまざまな状況が、ツールがあるわけですが、それらとしてはやはり今後は検討されるべきであります。しかしながら本陳情についてのこれらの趣旨が不明瞭であり、委員からも陳情内容の実情を意見書をあげるのには実態と齟齬しないという意見が概ねを大半いたしましたので、各委員の意見を聴取いたしましたところ、委員4名全員が、不採択が適当であるということにより、本件につきましては不採択といたしました。以上陳情第2号の結果を申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は反対、賛成の順で行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり

り、不採択とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第3 議案第27号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり、承認されました。

---

### 日程第4 議案第28号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり、承認されました。

---

### 日程第5 議案第29号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なしと呼ぶ者あり」〕

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 29 号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号は原案のとおり、承認されました。

---

### 日程第 6 議案第 30 号

**○議長（山路 有君）** 日程第 6、議案第 30 号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 30 号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号は原案のとおり、可決されました。

---

### 日程第 7 議案第 31 号

**○議長（山路 有君）** 日程第 7、議案第 31 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 31 号を採決します。



本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号は原案のとおり、可決されました。

---

### 日程第 8 議案第 32 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 32 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 32 号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号は原案のとおり、可決されました。

---

### 日程第 9 発議第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、発議第 2 号日吉津村議会の議決すべき事件に関する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（6 番 江田 加代君） 発議第 2 号、日吉津村議会議長山路有様。提出者、日吉津村議会行財政・議会改革調査特別委員長江田加代。

日吉津村議会の議決すべき事件に関する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出の理由、平成 29 年 4 月 1 日に日吉津村議会基本条例が施行されました。それに伴い別に条例を定める必要が生じ、同年 9 月には日吉津村議会議員政治倫理条例を制定いたしました。

また、日吉津村議会基本条例第 16 条では、議決事件の追加についても規定しているところです。

この規定に基づき、必要な事件を議決事件として追加し別に定めるものです。以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（山路 有君）** 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。井藤議員。

**○議員（8 番 井藤 稔君）** 委員長に質問をさせていただきたいと思います。あの、この議案の追加条例の議案の試案ですね、最初の段階では9事件あったと思います。それが協議の段階で1事件に絞られてきました。それがいわゆる総合計画の関係であります。要はいろいろ、特別委員会でも各委員から出たわけですが、最終的に評決で委員会の中の評決で1事件ということ、これを主張する人が一番多かったということで、いわゆる多数決で決まった経緯がございます。そこでこの関連でちょっとお聞きしたいんですが、1事件となった協議結果の際、執行部との協議結果の際、1事件とすることについて、執行部のそのことに関する執行部の意見と、その理由はどうかということであつたのでしょうか。これが1点であります。

2点目が、執行部との協議の回数は、はたして何回されましたでしょうか。また、その場に村長の参加はありましたでしょうか。以上2点お聞きしたいと思います。

**○議長（山路 有君）** はい、江田委員長。

**○行財政・議会改革調査特別委員長（6 番 江田 加代君）** 江田です。まず、今の質問にお答えしますが、これは行財政調査特別委員会の全体会の中では、わたしはたびたび委員長として、この内容について全会一致の意志統一がなされなければ、上程することはいたしませんということは、申し上げておりました。その都度皆さんに、全員の方にご了解をいただいていたと、わたしは認識しております。そうでないということであれば、お聞きしますけれども、わたしはそういうふうには認識しておりましたので、賛成多数でというふうな認識にはたっておりません。それが1点目のお答えです。

それと協議の回数については、大へん忙しい中でしたけれども、各担当課長さんにそれぞれのこれについての意見を求めた結果でありまして、直接担当課長、それぞれの課長さんとの協議の回数は1回です。村長の出席はありませんでした以上です。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員。

**○議員（8 番 井藤 稔君）** 2回目の質疑させていただきたいと思います。最終的に全会一致ということになりました。それは多数決で、評決でなったわけでありまして。ですから、それはこちらの方も重々承知いたしております。承知した上で、今後の執行にあっても執行部との兼ね合い

というのが非常に重要になってきます。そういうことで執行部の意見、その1事案とされた時の意見、その理由というのは聞いておられますでしょうか。今までのところ、今質問したんですけども回答ございませんでしたけれども、それから回数は1回で村長の参加はなかったということとでよろしいのでしょうか。

そしたらだれの意見ですか、これ1回という、1事件とされたことの意見、執行部の方が1事件でいいとされたその意見と理由はどういうことだったのでしょうか。えらい、再度ですけれどもお聞きしたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 江田委員長。

**○行財政・議会改革調査特別委員長（6番 江田 加代君）** 申し訳ありませんけれども、その時に交わしたいろいろな検討した場面での、メモをわたし詳しくとっておりますけれども、今この場所に準備しておりません。で、それぞれの担当課長さんからは、本当にまるまる1日をかけて、もちろん議会に持ってあがっていただくまでには、それぞれの課で十分検討していただいたというふうにはわたしは信じております。

ただ、議決事件が1つになったということは、この総合計画というのはすべてのことを各担当ありますけれども、網羅されたものだと思っております。それを議会が本当に総合計画について、そしてその後の実施計画はありませんけれども、計画については議会が本腰になって、総合的な計画については議決にあたって学び、そして皆さんといっしょに勉強しながら検討していく課題だと思っております、この総合計画に全てのことが網羅されておるとわたしは理解しております。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** はい、最後になります。委員長がそういうふうには判断されたというのは当然尊重されにゃあいけんと思えますし、わたしが聞いたんですけども、1事件でいいということで回答された。これは村長でないということで、村長は出席されていないということです、それはどなたのあれですか。各課で聞かれてみて各課長が全部1事件でいいでなくて、各課に関連するような事件、合計9つ出とったんですよ。基本的なね。ですから各課長は自分のところのは自分で判断されるのでしょうか。そのあたり、最終的にどなたが判断されたのでしょうか。

**○議長（山路 有君）** 江田委員長。

**○行財政・議会改革調査特別委員長（6番 江田 加代君）** 各課から丁寧な説明をいただきました。それについては、きちっとした資料にまとめて行財政調査特別委員会、全員で構成する行財

政調査特別委員会にお示しして、皆さんで議論していただいて結局議決事件はこの1案件は議員全員で決めたというように認識しておりますけれども。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） さきほどからの質疑が、わたしには理解できないので、一言質問を委員長にさせていただきますけれども、先ほど委員長はおっしゃいましたように、全会一致で発議をしているはずでしたよね。どうなのでしょう。

○議長（山路 有君） 江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（6番 江田 加代君） わたくしはことあるごとに全会一致で皆さんに了解をいただいたものでなければ発議いたしませんということは、申し上げておりました。それで行財政調査特別委員会を開いて、各担当課長さんと話し合った結果、その結果は書類をもってみなさんにご説明をして、担当課、担当課の話し合った内容も、そこで話し合いを議員同士で深めたと思っております。そこで反対者がいないということで、全会一致というふうに認識しております。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） ここで、議員の方から質問が出るという事態、全会一致にはわたしには、わたしが言っているのも変だと思わすけれども、思えないんですけれども、こういった場合このまま発議をされるのを続けられるのでしょうか。

○行財政・議会改革調査特別委員長（6番 江田 加代君） この討論があるようですけれども、その討論によって皆さんの意志に従いたいと思います。討論の結果によって。

○議長（山路 有君） 全会一致だったからここに発議しているんで、全会一致ですよ。討論なんか関係なくて、全会一致で発議して、そこをきちんと言わな。

江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（6番 江田 加代君） 何回も申し上げますけれども、わたしは全会一致だというふうに認識しております。固い意志がありますけれども、今このような同僚議員から質問が出ますということになれば、討論もあるのかなというふうなことを憶測したわけです。そうであればそれに粛々したがって、皆さんに採決に従うということでございます。

○議長（山路 有君） 松本議員、3回目です。

○議員（3番 松本 二三子君） さきほどから言われるこの議場で質疑がでる事態、本当に全会

一致とはとても言えないと思いますので、そのこのところを委員長さんに質問することはどうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（6番 江田 加代君） すでにわたくしは、上程した今段階にありますので、その上程を取り下げるといような気持ちもありませんし、これは今この段階で議員の中から、わたくしは全会一致で上程することに皆さんの意志統一ができていているというふうに確信しております。だけれども、いつ何が起こるかかわらんということを考えた場合、今仮に反対者があったとします。そして皆さん議員がそれについて考えていただいて議決をしていただくと思いますので、それに従いますということです。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。議決すべき案件の提出について、発議第2号でやられているわけですけれども、これは行財政調査特別委員会ではっきりと全会一致で決まって、上程をされているものであって、ここで採決するかどうかではありません。もうすでに議会の中の話ですので、それを今この状態において左右されるものではありませんし、委員長もそれははっきりと意志を統一していただきたいと思います。はい、どうぞ。

○議長（山路 有君） 江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（6番 江田 加代君） わたくしは、発議させていただきました。ですから当然わたくしはこれは皆さんの全会一致での意志で、この議決事件の追加にたちむかっていくということでおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論は先ほど申し上げたように反対、賛成の順で行います。まず、反対討論はありませんか。続いて賛成討論はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。賛成の討論をさせていただきたいと思います。あの、ちょっと委員長勘違いしとられるようでして、要は今後実際にこの各条例を運用していかないけんわけですよね、その状態、そういうような中であって、わたしはやっぱり反対というわけではないんですよ。だから賛成の討論をさせていただくということでご理解いただきたいと思い

ますけれども、だけでも今始まったばかりですよ。条例ができたというだけのことですので、わたしがこれから、わたしの現在の現状認識、どのように考えておるかということと、今後の推進ポイント、われわれはどうしていかにかいけんかということがむしろ大事でありますので、そのことについてお話しさしていただきたいと思います。まず、現状認識の関係なんですが、不十分ながらやはり改革推進に必要な枠組みがそろいました。議会基本条例以下政治倫理条例、議決事件の追加条例そろったわけでございまして、まさに議会改革の出発点だとわたしはこのように思います。それぞれ必要なアイテムを今後どのように活用し、具体化していくかということが重要になってこようかと思えます。

現状認識の2点目が残念でありますけれども、一部行政の都合のよいように矮小化されたところもあるのではないかというわたし自身には心配がございまして。また、すでに先行している議会基本条例と倫理条例では、規定どおり運用されていない部分ができております。これは皆さんも気づいておられると思えますけれども、それは、行政は行政の方として言い分があると思えますけれども、実際に規定されているところに沿っていない部分もできております。

それから現状認識の3点目が、やはり議会改革、行政改革に必要な議会、行政とも意識改革がまだまだできてないじゃないだろうかという以上3点のわたしの現状認識がございまして。

そういう中で、今後の推進のポイントについて考えてみた場合に、1点目が議会改革条例に沿った議会運営が行えたか、議会の都度今後しっかりと検証していく必要があるかと思えます。改革条例は、ただ制定するために作ったものではありません。改革を行うために、制定するものがあります。内容により改善事項を順次、市民に公表していく必要があるかこのように思えます。2点目が、改革推進の目標を明確にし、推進5ヵ年計画、仮称でございましてけれども、いわゆるアクションプログラム、こういうものでもたててハードソフトの両面から検討し、やはり必要な予算を確保していく必要があるんだらうなあとこのように思えます。新たな改革を目指すということですので、新たな予算は当然あるわけでありまして。その要点的には、議会の整備、たとえば一般質問の中でも話しましたけれども、一般質問の時間をはかるようなもの、あるいは議会の議決内容等、一般質問の状況などがわかるようないわゆるハードソフト両面での事業、それから議会機能の強化事業、あるいは後継者の育成、若い人の参加がなかなか議会に得られていないということがありますので、そのあたりについてやはり具体的な計画を、今後議会の中で検討していく必要があるんじゃないだろうかと思っております。

3点目は、外部評価システムを積極的にやはり活用していく姿勢が必要じゃないだろうかとこ

のように思います。検討の中でも出ましたですけれども、早稲田大学のマニフェスト研究会などがあります。やはりわが村行政ではいけんわけでありまして、わが村議会ではいけんわけでありまして、そのあたりも積極的に活用していく必要があるんだろうとこのように考えます。

それから4点目が、議会行政が一体となった協同推進体制を構築する必要があるように思います。両者の相互理解があまりにも不足しているとわたしはこのように感じております。やはり村民が主役の村づくりであります。村民が主役、議会は村民の代表者であるということを再自覚する必要がありますが我々議会にもあるんじゃないだろうかこのように思います。

最後にまとめて2,3点ほどお話ししたいと思いますけど・・・。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員、要点って、先ほど討論について述べたところですけども、完結明瞭をお願いします。

**○議員（8番 井藤 稔議員）** 簡潔にやっておりますので、あと3項目ほどですのでちょっとお待ちください。1点目が、議会改革、行政改革の両方ができて困難な時代が乗り切れる。議会改革への助力はおしまない。これは3月議会の村長答弁であります。議会改革の推進に希望が持てたように、この答弁をお聞きしてわたしは感じております。これに向けて協力を得られる、協同できるということで、今後一步二歩踏み込みながら議会の方もやっていく必要があるんじゃないかと思えます。

2点目が、改革にはやはりタイミングというものがあります。自治基本条例施行の際がわたしは第1回目の改革の全体の改革のチャンスであったように思います。わたしも推進委員会に入らせていただいておりますので、途中議会関係出た関係上それからは抜けましたけれども、チャンスだったように思います。十分必要な意識改革が行われていない。これが議会改革にも結びつくとお思います。今回が2回目のチャンスでありますし、あるいは最後のチャンスになるかも知れません。この点を考えていく必要があるんだろうと、やはりタイミングがあります。

最後に、まさに早急な改革が必要であろうとこのように思います。議会、行政の活性化というのは、村の将来が掛かっております。今後制定を機会に、確実な実行ができるように祈念いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

**○議長（山路 有君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立ということで、ありました。したがって、発議第2号は原案のとおり、可決されました。

---

### 日程第10 発議第3号

○議長（山路 有君） 日程第10、発議第3号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議運委員長。

○議会運営委員長（4番 加藤 修君） 発議第3号、平成30年6月22日日吉津村議会議長山路有様、提出者議会運営委員長加藤修。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則第14条第2項の規定により、提出をいたします。

提出の理由、国際博覧会は1851年にロンドンで開催されて以来、世界各地で開催され、現在にいたっております。国内では1970年に開催された大阪万博を始め、1975年から1976年にかけて開催された沖縄国際海洋博、1985年につくば万博、1990年に花の万博そして2005年には愛知万博が開かれ、世界各国から観光客が訪れました。

波及する経済効果はもとより、産業振興や観光文化交流にも寄与するものであります。誘致委員会は、昨年11月15日にパリで開かれた国際博覧会総会において、2025年の開催を大阪関西へ誘致するためのプレゼンテーションを行っております。本年11月に最終決定されるところですが、関西広域連合を始め各都道府県や市町村など、関係団体が一丸となって誘致の気運を高めようとするものであります。

なお、全国町村議長会では、2月8日の定期総会において、また5月24日に開催された鳥取県町村議会議長会の役員会でも、決議に協力するよう申し合わせがなされたところであります。

それでは決議文の案を読み上げさせていただきます。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）、2025年にいのち輝く未来社会のデザインをテーマとする国際博覧会を、大阪関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、きわめて大きな意義がある。またこのような国際博覧会の開催は、圏域全



体のみならず、鳥取県における産業振興や観光文化交流などの促進するとともに、本県をおとづれる外国人観光客の増加による経済波及効果が大きく期待できる。

よって、本日吉津村議会としても、大阪関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内の気運情勢など、2025年日本万国博覧会誘致委員会の誘致活動を支援し、協力する。以上、決議する。平成30年6月22日、鳥取県日吉津村議会。

議員皆さまのご賛同をよろしく申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 8番、井藤です。質疑をさせていただきます。あの、この資料につきましては県の議長会等、あるいは全国のそちらの方も議決しているからということで資料いただきましたですけども、本村議会の中で事前にわれわれも協議したり検討するような時間的余裕はなかったんでしょうか。わたしもちょうど前回の千里の時は京阪神の方におりましたんで、非常に会場に行ってみていいもんだなあというふうに思っておりましたけれども、こういうような時こそやはり、議会での結束をするというようなことを考えれば事前に全員協議会なり、議会の中でそういうようなお互いに意見を戦わすような場があっても良かったんじゃないかなと思いますけれどもどうでしょうか。これはもう上の方の議会から来とる協力依頼なのでまあこういうふうにするということなんでしょうか。その点ちょっと確認してみたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 加藤議会運営委員長。

**○議会運営委員長（4番 加藤 修君）** はいこの決議文につきましては、6月議会当初にお配りをしてありまして、まあその中でご覧をいただいてというところで実際に討論はしておりませんが、ご覧いただいたとおりの趣旨がそのとおりでございますので、そういう対応を取らせていただいたというところであります。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

**○議長（山路 有君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は反対賛成の順で行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（三島 尋子君） 5番、三島尋子です。発議第3号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議に反対の立場で討論いたします。はじめに、万博博覧会がもつ産業や技術の進歩展望を示し、広く教育的に広げようという理念そのものに反対するものではありません。本決議は、万博会場が夢洲カジノ誘致ということは明記されていませんが、大阪市が進めようとしている万博には以下に示すようなさまざまな問題があります。

その1は、決議は国際博覧会開催の意義だけを強調していますが、大阪府の構想には国際博覧会一本ではなく、カジノ誘致とセットにしていることです。松井大阪府知事は、成長戦略の切り札として、カジノを中核とする統合型リゾートアイアールを進めることは、万博との相乗効果だとしています。万博会場として予定する夢洲は、産業廃棄物を受け入れながら埋め立てていることでの、土壌汚染が懸念されている390ヘクタールの人口島です。100ヘクタールを万博会場に、70ヘクタールをアイアール用地に予定しており、万博とアイアール誘致に向けて夢洲のインフラ整備を進める方針です。吉村大阪市長は巨額インフラ整備について万博は限定的だが、国際観光拠点アイアールは永続的だと議会で答弁されています。

言うまでもなく、カジノは刑法で禁じる賭博です。日本はすでに500万人を超すギャンブル依存症大国であり、ギャンブル依存症対策の必要性を認識するなら、カジノそのものをやめるべきです。大阪万博のテーマをいのち輝く未来社会のデザインと掲げていますが、カジノによってこのテーマを描けるはずがありません。その意はかつて夢洲、舞洲、咲州の大阪湾ベイエリア開発計画はバブル崩壊とともに破綻し、大阪市は大きな財政負担を背負うことになりました。ベイエリアは、これまでにさまざまな誘致構想が浮上したのですが、ことごとく破綻した地域であります。当初、万博会場の候補地でもなかった夢洲は、カジノ誘致が先行していました。まさに万博とカジノ誘致をセットで進める構想であることを示しているのではないのでしょうか。

その3ですが、府と市の巨額の負担及び府民へのしわ寄せが懸念されることです。万博会場建設費は約1,250億円運営費が約800億から830億円にのぼるとされています。この他にもインフラ整備がさまざま計画されていますが、鉄道整備など関連事業だけでも730億円と見込まれています。会場建設費は国、地元自治体、民間それぞれ3分の1の負担で合意しました。ところが民間負担の400億円はどのように集めるのか具体策はまだ決まっておらないということです。関西財界では、金がないならカジノで賄えという論まで浮上しているといえます。最後に報道各社の世論調査によりますと、ほぼ7割の人がカジノ法案を、今国会成立をさせることは必要ないと回答しています。業者が客に資金を貸し付ける導入などはとても重大な問題であります。夢洲カジ

ノ万博誘致について府民の合意はありません。政府はこのまま国際万博境界に立候補を表明すべきではなく、大阪市は誘致を白紙に戻し、再検討すべきと考えます。

以上、意見を述べ決議に対する反対討論とさせていただきます。

**○議長（山路 有君）** 次に賛成討論はありませんか。

加藤議員。

**○議員（4番加藤 修君）** わたくしは発議第3号2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、賛成の立場で討論をいたします。委員長報告でも申し上げましたとおり、国際博覧会は関西広域連合を始め各都道府県や市町村など、関係団体が一丸となって誘致の気運を高めようとするものであります。

関西広域連合は8府県4政令都市で構成されているところですが、ご存じのとおり、鳥取県は構成団体であります。その中でも、広域観光は構成団体が連携をはかるための大きな役割を果たしており、鳥取県知事はジオパーク担当として職責を果たされているところであります。反対討論にカジノ法案についての話がありました。賛否両論あることは承知しておりますが、この国際博覧会の案件とは別個に議論すべきところであり、この度の決議では別仕立てで議論されるべきだとわたくしは考えております。国は平成20年に観光行政に特化した環境庁を発足させ、観光立国推進基本法を制定するなど国際観光に傾注してきているところであります。

また国際博覧会のほか、スポーツや文化においても、世界大会を誘致するなど世界のさまざまな国からわが国を訪れてもらうために、国を挙げて取り組まれているところであり、国際博覧会の誘致は関西広域連合内での連携により、本県への観光客も少なざる見込まれるところであります。

本年11月に開かれる国際博覧会総会での最終決定に向けた取り組みは、再三申し上げておりますが、関西広域連合だけでなく、市町村も一丸となって誘致の気運を高めようとするものであります。

全国町村議長会や鳥取県町村議会議長会の決議に関する申し合わせに賛同し、日吉津村議会として決議し、支援し、協力していかなければなりません。以上、賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（山路 有君）** ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 発議第4号

○議長（山路 有君） 日程第11、発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

松田委員長。

○総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。発議第4号、平成30年6月22日日吉津村議会議長山路有様。提出者、総務経済常任委員長松田悦郎。

地方財政の充実・強化を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。9項目あります地方財政の充実・強化を求める意見書案につきましては、皆さまのお手元にあると思いますので内容は省略させていただきます。

地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。平成30年6月22日鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先は、安倍内閣総理大臣様、菅内閣官房長官様、野田総務大臣様、麻生財務大臣様、世耕経済産業大臣様、梶山内閣府地方創生規制改革担当大臣様、茂木内閣府経済財政政策担当大臣様、以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑討論ないものとし、これから発議第4号を採決します。本発議は原案のとおり意見書を提出することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩を取りたいと思います。再開は2時45分から再開します。

---

午後2時36分 休憩

---

午後 2 時 45 分 再開

---

**日程第 12 議案第 33 号**

○議長（山路 有君） 再開します。日程第 12、議案第 33 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。これは追加議案です。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました追加議案でありますけれども、議案第 33 号は平成 30 年度の鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）であります。その提案概要の説明を申し上げますが、これは今週の月曜日に、大阪北部で朝の 7 時 58 分に震度 6 弱という地震が発生をしました。振り返って見ますと、平成 12 年に発生しました鳥取県西部地震も、震度 6 弱でございましたけれども、この 18 日の地震で高槻市の小学校のプールのブロックが倒れて、その 4 年生の子どもさんがブロックの下敷きになられて亡くなられたと、非常に痛ましい、残念な事件、いわゆるその災害になったわけですが、それを振り返ってわが村で点検をしたところであります。

村内の公共施設の中で、保育所の芝生広場のブロック塀が建築基準法の施行例の基準の内に入っていないということがわかりました。ブロックの高さが基準でいきますと、2.2 メートルというところを 3.1 メートルあったということでありますので、まずこれで、その保育所の芝生広場のブロックが基準を超えておるということであります。

あわせて、ブロックが 1.2 メートル以上のものについては、その支えの控え壁を 3 メーター 40 の範囲でとらなければならないということの基準がありましたけれども、そのブロックは 4.2 メートルの幅があったということでございまして、この二つが基準に入っていないということで決定的でありましたので、そのことにこれまで気が付かなかったということではありますが、1981 年、昭和 56 年に建築基準法が改正になっておりますので、それ以来の基準だということでもありますので、今回、急遽でありますけれども補正予算をお願いして、そのブロックを撤去して、その撤去後にはフェンスで対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あわせて、次の議案になるわけではありますが、浄水センターの外壁を、特に北側を囲っ

ております塩害を防ぐためのコンクリートパネル製の外壁が、かなり強固なものが作っておりますので建築基準法ということではなしに、非常に塩害を受けて痛みが激しい、傾いておったりそれからコンクリートの中の鉄筋が腐食をしておるといった状況がありますので、これも後ほどの議案で説明を申し上げますけれども、解体撤去をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをして、議案 33 号の補正予算の第 2 号は、歳入歳出それぞれ 364 万 7,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 5,696 万 3,000 円とするものであります。

4 ページでは、民生費の児童福祉費、保育所費の工事請負費に 94 万 7,000 円、それから第 7 款の土木費で公共下水道費の繰出しに 270 万円を計上しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いをして、歳入については財政調整基金の繰入金で調整をいたしておりますので、よろしく願いをして、以上で 33 号の提案概要の説明とさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

**○議長（山路 有君）** 以上で提案説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

**○議員（8 番 井藤 稔君）** 先ほど村長の方の説明で、違法設置物だという話がありましたけれども、だいたいこれ何年ぐらいに設置されたものでしょうか。それから違法設置物だとしたらでき上がり、多分検収したりしとられるんじゃないかと思っておりますけれども、あるいはこれは損害賠償請求ができるんでしょうか。違法なあれだとしたらですね、設置業者に求めることができるんでしょうか。非常に早急な対応していただいとっていいことだなあとと思っておりますけれども、その点、もしわかれば教えて下さい。

**○議長（山路 有君）** 村長。

**○村長（石 操君）** くわしく調べておりませんが、昭和 51 年に保育所が建築になっております。その後にあすこにテニスコートを一面作っておりますので、その際にブロック壁を設置をしたというふうに思っておりますけれども、その後、昭和 61 年に海浜運動公園にテニスコートを設置をしましたので、それでもってあのところはテニスコートでしたけれども、目的を変えて保育所の利用にしたということではありますが、その当時のどういうかたちで建築をしたのかは確認しておりませんので、これからの作業にしたいと思います。

ただ、業者さんにこんな壁を作ってくださいといったのか、それとも設計をして構造的なものも作りながら、検討しながらつくったのかちょっとその辺がわかりませんし、昭和 56 の改正ですの

で、その前後のこともあろうかと思えます。今の基準は昭和 56 年の基準です。保育所は 51 年、その基準の改正は 56 年ですので、そこら辺の違いがあるのかな、微妙なところかと思って今の段階でおりますので、今後調べてみたいというふうに思えます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

はい、橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） いまの議案の 33 号と 34 号ちょっと併せて、今回は地震の状況を受けての対応ということであります。まず確認をしておきたいのは、保育所については現在のブロック塀を除却をし、新たにスチールなりアルミなり耐候性のあるもののフェンスを新設をする。そして下水処理場については、現況の RC と PC パネルの壁体を除却をし、これを取った後にこの仮囲いで、仮設で仮囲いを壁ができる予算を状況を見ながら対応をしていくというふうにお聞きしたんですが、その仮囲いの部分がどうだったかなということがちょっとわたしもはっきりお伺いをしていなかったんで、つうつうの場合だとなんかまずいのかなと思ったりしたもんですから、その部分まずお聞きしたいと思えます。

○議長（山路 有君） 橋井議員、33 と 34 は今 33 だけの質疑でのものについての。

○議員（7 番 橋井 満義君） それでしたら今の保育所の分の、あれは確認の意味で、今のブロックを撤去し、フェンスに新設をするということによろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。撤去して今壁以外のところがフェンスで囲ってありますけれども、あれと同じような形で網のフェンスを張ろうという予定にしております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（7 番 橋井 満義君） はい、了解しました。ということでフェンスの同様なものに、ロケーションも併せて新設をするということで了解をいたしました。それで一般財源で 94 万 7,000 円ですけれども、まあ除却をして新設するということがありますけれども、まあ次の下水もどっちみち同じような質問をさせてもらおうかなと思っております。この業者選定と実施日のことについてはどのように決定されます。実施日というのは、施工期間は。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 保育所の施工はそんなに時間がかからんと思ってますし、金額的には随契約の範囲で業者を決められるというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 先ほどの関連で、もう少しお聞かせ願えたらと思いますけれども、先ほど申しましたように早急な対応をしていただいとると、いいなあと思うわけですが、たとえば先般、わたし質問させていただいておりますように、予備費運用をしてそれでもって、予備費の補正予算を要求されるというようなことはどうでしょうかという気がちょっとするものですから。と申しますのは、今回は、地震は向うですけども、例えばこの付近でまたあったとして、緊急に対応する必要があるという場合は当然予備費使われると思いますけれども、その後に予備費今 500 万あると思うんですけども、それを後補正予算で要求されるというような対応も可能なんでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 事業の緊急性と議会の開会スケジュールのことがあって今回は、19 日に、18 日に災害がおこって 19 日に職員に調べるように指示をして、20、21 日と 2 日ございましたのでその間にやってしまうと、ただもう一方の海岸の処理場の方は設計ができませんので、先送りしたと、とりあえず撤去するということですので、そういう意味では一応の危険防止策を講じますので、今の段階で緊急に補正予算でフェンスを、外壁を作り直すということは、そこまでの必要性はないのかなというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号は原案のとおり、可決されました。



**○議長（山路 有君）** 日程第 13、議案第 34 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

**○村長（石 操君）** ただいま議案となりました追加議案の第 34 号でありますけれども、これは平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算の第 2 回であります。

前の 33 号議案で申し上げましたけれども、大阪北部の地震を受けてわが村の公共施設の点検をしたところ、日吉津浄水センターのコンクリート外壁が腐食、毀損等があり、非常に危険であるという判断をしましたので、北側と東側の一部を撤去して、侵入防止のための仮設柵を設置するというのが今回の補正でございます。その後、財源確保をした上でコンクリート外壁を設置する予定としたところであります。歳入歳出それぞれ 270 万円を追加して、1 億 3,066 万 6,000 円とするものであります。歳入では一般会計繰入金で調整をさせていただいておりますので、よろしく願いして、以上議案第 34 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

**○議長（山路 有君）** 提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号は原案のとおり、可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第 35 号

**○議長（山路 有君）** 日程第 14、議案第 35 号日吉津村営住宅建替工事請負契約についてを議

題といたします。これは追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

**○村長（石 操君）** ただいま追加議案となりました議案第 35 号は、日吉津村営住宅立替工事請負契約についての議案でございます、その提案理由を申し上げます。

この議案は日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定で、5,000 万以上の工事請負契約に基づき、工事請負契約の締結をするための地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によりまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

本契約は日吉津村営住宅立替工事に関するもので、6 月 7 日に 5 社による指名競争入札を行い落札業者と 7 日に仮契約を締結しております。契約の内容や相手方につきましては、契約の目的が日吉津村営住宅建替工事、契約の方法は指名競争入札、契約の金額が 6,998 万 4,000 円、契約の相手方は株式会社津田建築、代表取締役津田雅司氏でございます。工期は本契約の翌日から平成 30 年 12 月 20 日まででございます。

以上が議案第 35 号の提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いをするものであります。

**○議長（山路 有君）** 提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

松田議員。

**○議員（9 番 松田 悦郎君）** わたくし下口の出身なんで、以前から住宅の方からの疑問も含めてですが、ちょっと質問させていただきたいなと思います。

まず今回の建築にはですね、日吉津村村営住宅等整備基準を定める条例というのがありますが、これに基づいて施行されたと思いますがいかがでしょうか。次に建替えに伴っての一人住居の方の説明はどのような形でされるのか伺います。それから今回、これ図面見ますとブランコやすべり台は撤去というふうに書いてありますが、その半分残った空き地には設置されないのでしょうか。それからこれも条例なんですけど、村営住宅等の整備基準を定める条例の中でですね、健全な地域社会の形成というのがありますが、第 3 条に、村営住宅等はその周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備しなければならないということになってはいますが、まあこのことは住宅回りの隣家のことを指しているんだらうなと思います。今回この図面見ますと新たな遊園地の周りやら家の周りやに植樹をされるようですが、以前から言っておりますが、この今ある植樹は落ち葉が多くて、非常に処理が困っているということを前から課長に言っておりますが、この度の植樹というのはどのような木なのか、そのことを配慮しておるのかどうなのか

伺います。

それからちょっと、お聞きしたいんですが、ついでといっちゃあなんですが、村営住宅管理施行規則の中でですね、第6条の4項にあります利便性係数についてちょっとお聞きをしたいなと思います。これもし資料がなかったらいいです。家賃に関わる係数だと思うんですけども、わかればいいですこれは。それからですね、これもわかればいいんですが、村営住宅設置及び管理に関する条例の中でですね、立ち入り検査というのがあります。第55条にあるんですが、村長は村営住宅の管理上必要があると認める時は、村営住宅管理員もしくは村長の指示した者に村営住宅の検査をさせ、または住居者に対して適当な指示をさせることができるとありますけれども、これはだれがどのような指示をされているのかちょっと伺います。以上です。

**○議長（山路 有君）** 清水住民課長。

**○住民課長（清水 香代子君）** 松田議員の質問にお答えいたします。まず建替えについて条例でということでお尋ねでございますけれども、条例の趣旨に沿ってということでございます。

次にお一人でおられます世帯の方もおられて、そういう方への説明はということでございますけれども、そういった建替えについてはまず議会の議決をいただきましてから改めて地元の方ですとか、住宅の入居をしておられます方に対しての説明を行う予定としておりますので、もうしばらく待っていただいで、説明会等の開催の準備をさせていただいております。

次に遊具の設置でございますけれども、一度撤去をいたしますので改めまして、面積等に応じたものをもう一度考えて設置できればと思っております。

それから健全な環境はということでございますので、まあ周辺の自治会の班もございまして、そういったところの環境にも配慮というようなかたちで考えております。

すみません、次に利便性係数についてですけれども、これはたしかに住宅家賃を計算する上でのいろんな係数がございます。その中のひとつでございますけれども、ちょっと今のところすぐ出せる資料がございませんので、後ほど用意ができれば説明させていただきます。

次に55条にあります立ち入りということでございますけれども、住宅管理もしくは村長の指示した者に村営住宅の検査をさせ、または入居者に対して適当な指示をさせることができるということで、今のところは住宅の担当の職員の方に対応等をさせておりますし、また何かありましたら担当課長のわたしの方からでもさせていただきます。今言われました植樹に対してましては、以前から近隣の住宅の方に何かとご配慮といえますか、いろいろ伺っておりますけれども、そういったところで樹木につきましては、もう少し検討させていただきたいと考えております。以

上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 最初に説明したのはですね、集会所が載っとるんですよこれが、まあわかっておると思うんですけども、この条例の中に集会所、集会所もうないと思うんですけども、まあそれがあつたもんだけん。それと、いろいろ工事の関係のことが書いてあつたもんで、それで質問しました。

それからですね、落ち葉の関係は十分に検討して下さい。それから立ち入り検査なんですけれども、これやっておられたらなんですけど、ちょっと聞いてみますけども動物は、犬や猫や動物は村営住宅で飼えるんでしょうか。ちょっとその辺のことと、今回新たに駐車場がまたできますが、駐車場は有料でしょうか、無料でしょうか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） ペットの飼育につきましては、不可でございます。次に駐車場につきましてですけれども、駐車料金を徴するかどうかということですが、今後ちょっと考えてみたいと思います。今のところまだ具体的には検討にまだ入っておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 動物は不可と言われましたけれども、その辺をよく立ち入り検査の時見ておられますか。そこだけを、立ち入り検査されているならわかると思うんですけども、その辺の状況を多く言わなくてもわかると思いますけれども、その辺はどうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 立ち入り検査っていいものは住宅の建物等に不備があったり、何かこういう不具合がある、水道とかそういったものというようなこと、そういった時に見さしてもらっているということでございますが。その住宅の方に入らせていただいて、現場を確認をさせてもらったりしておりますが。以上です。

○議長（山路 有君） 動物は見てないわけですか。動物について質疑されているんで。

○住民課長（清水 香代子君） 動物については特にお話し等、ちょっとわたし把握しておりませんけれども、特にお話し等いただいてないと思いますので、そういったことでは特にしておりません。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 8番、井藤です。2,3ちょっとお尋ねしたいと思います。村民の方が住まれる、お住まいになる住居になるということなんですけれども、一階建ての建物ですよね。一階建ての建物の場合の耐震性というのはどのようなことになって、素人考えでよくわからん部分がありますので、一点がそれでございます。

それからもう一点が入札結果の公表用というのをいただいております、これを見ますと過去の工事で優秀な実績のある業者ということでなっております。指名理由のところなんです、これがまあ先ほどお聞きしましたように、米子市安倍の株式会社津田建築さんだということでございますけれども、このあたりのデータ的なものが多分あるんじゃないかと思いますが、このあたりの判断材料というのはどのようになさっておりますでしょうか。

それから3点目がですね、今回この入札結果で6,400万少々ということなんですけれども、このあたりの多分入札保証金というんでしょうか、あのあたりの取扱いは村の場合はどうなってるんでしょうか。以上3点ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 清水住民課長。

**○住民課長（清水 香代子君）** 耐震性につきましては、考慮した建物となっております。入札の結果についてでございますけれども、この度5社ありました中の指名業者につきましては、各実績等見させていただいて、5社選んだものでございます。それから保証金につきましては、契約保証金につきましては保証協会の方で対応をしております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** わかりました。あの保証協会の方の保証だということわかりました。証券入れたりどうだこうだというケースもあるのでどっちかなあと思って。それから耐震性の関係は特別な明確な規定なんかはないんでしょうか。耐震については、ちょっとその点がわからなかったものですので、それと過去の工事での結果で優秀な実績がある業者ということですが、この津田建設さんはこれは過去の実績っていったらいつ頃に本村でもしあればですけども、本村の村の事業を受けられたことがあるんでしょうか。えらい、分らんのでちょっと質問なんです。

**○議長（山路 有君）** 清水住民課長。

**○住民課長（清水 香代子君）** 耐震性ということでは建築基準法で、具体的にちょっとこれっということが申し上げられないんですけども、建築基準法にのっとりたもので耐震性をみておるところです。

それと今の業者の実績等ということでお尋ねでございますので、今のこの業者につきましては、米子市の保育所の方の工事をしておられ、失礼いたしました。村内ですと、トレセンとか児童館の工事等していただいております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。これ提案が契約ですので、契約だけで質問かなと思っていましたけれども、ちょっとほかのこともありましたんでお聞きしたいと思いますが、単身者用ですよね、今度住宅されるのこれが複数になる可能性もあるかもわかりませんよね。入居された方でそういう場合の対応というのは、条例とか規約とかそういうものの対応というのは、申し訳ありません、書いてあったかもわかりませんが、よく見てきませんでして、その点をお聞かせ下さい。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 失礼いたします。あのまあ、大きさ等見ていただきますと概ねお一人かなというところですけども、まあひょっとしたら複数になるかもしれませんし、そういう、すみません、単身用でございますけれども、具体的な内容につきましては、今後条例の改正等で対応いたします。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は原案のとおり、可決されました。

---

## 日程第 15 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり、派遣することにした  
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布のと  
おり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第 16 行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 16、行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査につ  
いてを議題とします。行財政・議会改革調査特別委員長から所管事務のうち会議規則第 75 条の規  
定によりお手元に配布しました所管事務の調査事件について閉会中の継続調査の申し出があり  
ます。県外での調査ですので行財政・議会改革調査特別委員長の説明を求めます。

江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。日吉津村議会議長  
山路有様。行財政・議会改革調査特別委員会委員長江田加代、閉会中の継続調査申し出につ  
いて、本委員会は下記の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則  
第 75 条の規定により申し出ます。調査事件 1、行財政改革の取組みについて 2、高齢者福祉施  
策について 3、まちづくり施策についてです。調査地は北海道の仁木町、島牧村、恵庭市です。  
調査期間、平成 30 年 8 月 8 日から 10 日、2 泊 3 日です。経費につきましては、予算の範囲内  
です。以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会  
中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の  
継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 17、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とい  
たします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配

布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査ですので総務経済常任委員長の説明を求めます。

松田委員長。

**○総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君）** 総務経済常任委員長の松田です。平成30年6月22日、日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員長松田悦郎。閉会中の継続調査申出書、本委員会は下記の事件について、閉会中の継続調査とすることに決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。1、調査事件、地域防災とコミュニティについて、第3セクターの運営について、2番目として調査地、広島県安佐北区・三次市、調査期間、平成30年7月2日から3日1泊2日です。経費は予算の範囲内です。以上です。

**○議長（山路 有君）** 説明が終わりました。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

**○議長（山路 有君）** 日程第18、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査ですので、教育民生常任委員長の説明を求めます。

橋井委員長。

**○教育民生常任委員長（7番 橋井 満義君）** 平成30年6月22日、日吉津村議会山路有様、教育民生常任委員長橋井満義。閉会中の継続調査の申し出、本委員会は下記の事件について閉会中の継続調査とすることに決定をいたしましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。調査事件についてであります。コミュニティ施策について、文化財保護についてということで、調査地は徳島県の神山町及び徳島市であります。当神山町におかれましてはIターン、Uターンも含めた中で、地域ITを積極的に進められておる所でございます。調査期間につきましては、平成30年7月9日から10日の1泊2日の予定にしております。経費については予算の範囲内です。なお、派遣委員については教育民生常任委員5名を予定をしております。以上で



ございます。よろしくご賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、広報広聴常任委員会閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査ですので、広報広聴常任委員長の説明を求めます。

松本委員長。

○広報広聴常任委員長（3 番 松本 二三子君） 広報広聴常任委員長の松本です。閉会中の継続調査の申出をさせていただきます。日吉津村議会議長山路有様、広報広聴常任委員長松本二三子。本委員会は所管事務のうち、次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。調査事件、広報全般について、調査地北海道の仁木町です。調査期間、平成 30 年 8 月 8 日、本来広報広聴常任委員会は委員 5 名ですが、行財政と同時にすることで、議員 9 人全員で先進地を視察し、今以上のより良い議会日吉津を発行できると思っています。経費は、予算の範囲内です。以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について会議規則第 75 条の規定によ

り、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

**○議長（山路 有君）** 以上で本定例会に付議されました議案はすべて終了いたしました。これをもって会議を閉じ、平成 30 年第 2 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

**午後 3 時 32 分 閉会**

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員